

ID: 5374

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	定款の変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の36 第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第45条の36の規定による。 (定款の変更) 第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日